

平成27年10月2日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成27年10月2日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長	志子田 吉 晃 君		
副委員長	鎌 田 礼 二 君		
委 員	小 野 幸 男 君	香 取 嗣 雄 君	
	伊 藤 博 章 君	伊 勢 由 典 君	

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市民総務部長	神 谷 統 君	市民総務部理事 兼政策調整監	佐 藤 修 一 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐 藤 俊 幸 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴 木 康 則 君
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君
市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君	建設部下水道課長	佐 藤 寛 之 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	安 藤 英 治 君	事務局 主 幹	佐 藤 志 津 子 君
議事調査係長	鈴 木 忠 一 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

会議に付した事件

議案第61号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 塩竈市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 6 3 号 塩竈市財産条例の一部を改正する条例

議案第 6 5 号 平成 2 7 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について

議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について

議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について

議案第 7 5 号 財産の取得について

議案第 7 6 号 財産の取得について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第61号職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号塩竈市手数料条例の一部を改正する条例、議案第63号塩竈市財産条例の一部を改正する条例、議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、議案第72号工事請負契約の締結について、議案第73号工事請負契約の締結について、議案第74号工事請負契約の締結について、議案第75号財産の取得について、議案第76号財産の取得についての9件であります。

これより議事に入ります。

まず、議案第61号ないし議案第63号、議案第65号、議案72号ないし議案第76号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例外計9件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長から内容のご説明をさせていただきますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、私から議案第61号職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5、定例会議案並びに資料No.19、定例会議案資料をご用意いただきたいと存じます。資料No.5と19でございます。

まず、資料No.5の4ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例の提案理由といたしましては、記載のとおり厚生年金保険法等の一部改正に伴うものでございます。

具体的な内容といたしましては、資料No.19の1ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

条例の附則の2につきまして、本年10月1日から共済年金と厚生年金が統合されますため、条文の引用先が「地方公務員等共済組合法」から「厚生年金保険法」に変わることになりま

して、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、条文中にございます特定警察職員等ということでございますが、市町村に関連する対象といたしましては、消防の吏員もしくは常勤の消防団のうち、一定の条件に該当する者ということになりますが、本市の場合、ご案内のとおり消防職員は塩釜地区消防事務組合での雇用、また消防団員につきましては現在非常勤ということになってございますので、対象となる職員がおりませんことを補足させていただきたいと存じます。

資料No.5の4ページにお戻りいただきまして、条例の施行につきましては公布の日からとさせていただきますところでございます。

議案第61号につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、財政課から総務教育常任委員会に付託されました内容につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第62号塩竈市手数料条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、資料No.5の平成27年第3回塩竈市議会定例会議案の5ページをお開き願います。

マイナンバー法の施行に伴いまして、さきの6月議会におきまして、個人情報保護条例の改正につきましては既にお認めいただいたところではございますけれども、個人番号カード等の発行に係る手数料に関する条例の改正案でございます。

最下段にございます提案理由でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴いまして、市民一人一人に個人番号を通知します。通知カードと公的な身分証明書となります個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、従来からの住民基本台帳カードに係る手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、資料No.19の第3回市議会定例会議案資料の4ページをお開きください。

制度の具体的な内容及び所要の補正予算の概要につきましては、後ほど市民安全課から説明いたしますので、私からは条例改正に関する部分について説明させていただきます。

資料2の通知カード及び個人番号カードの(2)交付手数料でございますが、表にありますとおり、初回交付時及びカードの追記欄の余白不足時の更新におきましては、通知カード、

個人番号ともに交付手数料は無料でございますけれども、紛失や滅失等による再交付時には通知カードが500円、個人番号カードは800円の交付手数料をいただくというものでございます。

3の手数料条例の一部改正の(1)改正内容でございますが、先ほど提案理由のところの説明申し上げましたとおり、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を新設すること。住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料の廃止が改正の内容となっております。

(2)の施行日でございますが、通知カードに関する規定は公布の日、個人番号カード及び住民基本台帳カードに関する規定は、平成28年1月1日の施行となっております。

なお、前の2ページ、3ページには手数料条例の新旧対照表がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、議案第63号塩竈市財産条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、資料No.5にお戻りください。資料No.5の6ページでございます。

最下段でございます提案理由でございますが、太陽光発電設備の設置に係る行政財産の使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

たびたび申しわけございません。資料No.19の6ページをお開きください。

塩竈市財産条例の一部改正について、1の概要でございますが、宮城県は再生エネルギーを活用し、環境に配慮した災害に強い地域づくりを進めておりまして、発電事業を行う民間事業者を募集し、市町が建設します災害公営住宅に太陽光発電設備、具体的には太陽光パネルなどを設置します屋根貸し事業を県内市町と連携して実施しております。

このことから、本市におきましても錦町地区災害公営住宅の完成に伴いまして、今年度から事業への参加を検討しておりますことから、太陽光発電設備の設置に係ります行政財産の使用料を定めようとするものでございます。

イメージ図をごらんください。

図の左側の市町の部分が塩竈市でございますが、本市はこの真ん中にごございます発電会社に屋根貸しをします。発電会社は、太陽光発電設備で生じた電力を右側の電力会社に売電し、その収入を得ます。発電会社はその収入をもって塩竈市に行政財産の使用料を支払い、あわせて設置費、管理費を賄うという構図でございます。

2の主な改正内容でございますが、今回の事業につきましては、あくまで行政財産の目的外使用でございますことから、現行の塩竈市財産条例に新たに太陽光発電設備の設置に係る使

用料の規定を設けるものでございます。また、使用料につきましては、使用する面積に市町が定める額を乗じて得た金額に消費税8%を乗じて得た金額とするものでございます。

3の施行日は、公布の日からの施行とするものでございます。

なお、前のページの5ページには財産条例の新旧対照表がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

財政課からは以上でございます。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは、私からは、議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、政策課所管に係る内容につきましてご説明させていただきます。

恐れ入ります、議案資料番号の17番、一般会計補正予算説明書の7ページないし8ページをお開きいただければと存じます。

今回、補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、第2款第1項第7目企画費におきまして、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業といたしまして、13節委託料に550万円を計上いたしております。これは震災後、人口減少と少子高齢化が進む浦戸諸島の活性化、定住促進に結びつく浦戸架橋構想の実現に向けまして、今後、国・県など関係機関との協議を進めるに当たっての基礎資料を得るため、可能性調査を実施するための事業費を計上いたしましたものでございます。

続きまして、同じく第2款第1項第7目企画費におきまして、平成27年度において実施いたします錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業といたしまして、13節委託料に400万円を計上いたしましたものでございます。これは災害公営住宅入居者の方々や周辺住民の方々の利便性の向上に結びつく歩道や西塩釜駅の自由通路など、歩行環境のバリアフリー化に向けまして、基礎的な資料を得るための実態調査を行うための事業費として計上させていただいたものでございます。

続きまして、同じく第2款第1項第7目におきまして、平成27年度において実施いたします浦戸地区集落再生促進施設運営事業といたしまして、事業費1,613万6,000円を計上いたしましたものでございます。これは8月末に竣工し、11月中のオープンを目指し、現在準備を進めております浦戸ステイ・ステーションの漁業、農業の就業希望者の募集を行うに当たり、国の地域おこし協力隊の制度を活用し、就業研修を実施するための事業費を計上させていただいたものでございます。

その内訳といたしましては、地域おこし協力隊員への報酬といたしまして415万円、社会保険料等としまして共済費で61万7,000円、就業指導など研修講師謝金として報償費で150万円、隊員などの旅費といたしまして181万5,000円、隊員の活動費に係る事業費といたしまして391万7,000円、募集などに係る公告経費として役務費で60万円、事業委託に係る委託料といたしまして30万円、また事務機器のリース料等に係る使用料及び賃借料で22万5,000円、隊員の宿泊負担金等として86万2,000円、合計で1,613万6,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、各事業の概要につきましては、後ほど議案資料の中でご説明をさせていただきたいと存じます。

次に、今事業に係ります歳入予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料戻りまして3ページないし4ページをお開きいただければと思います。

初めに、第10款第1項第1目第1節地方交付税といたしまして、4,970万円のうち、浦戸地区集落再生促進施設運営事業に係ります特別交付税として1,613万6,000円を計上いたしてございます。

次に、第14款第2項第1目第1節総務管理費国庫補助金といたしまして、4,715万5,000円のうち、説明欄の下段にございます地域住民生活等緊急支援のための交付金といたしまして、2,598万9,000円を計上いたしてございます。本交付金につきましては、地方創生の真価をはかるような先駆的な取り組みを支援するために、国の平成26年度補正予算で措置されたものに今年度に追加で措置されたものでございます。

本交付金を活用した事業及び歳出予算といたしましては、1つが健康福祉部子育て支援課において第3款民生費におきまして計上いたしました子育て世帯応援券事業として70万円、もう一つが産業環境部商工港湾課において第7款商工費に計上いたしました地域ブランドPR事業として2,528万9,000円を計上いたしてございまして、それぞれ所管の常任委員会に付託されている内容となっております。

次に、第18款第1項第8目第1節東日本大震災復興交付金基金繰入金といたしまして、7億3,703万円のうち、説明欄上段にございます錦町地区・錦町東地区災害公営住宅周辺歩行環境調査事業に係ります繰入金として320万円を計上いたしたものでございます。

続きまして、本補正予算に係る事業の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料番号19番、議案資料の18ページをお開きいただければと思います。

初めに、浦戸地区定住促進環境可能性調査事業についてご説明いたします。

1の事業概要でございますが、東日本大震災後、人口減少と少子高齢化が加速する浦戸諸島におきまして、島の活性化や地場産業の振興、さらに島民の日常生活におけます利便性の向上を図る定住促進環境を形成していくに当たり、その1つの方策である浦戸架橋の可能性調査を実施するものでございます。

2の現状と課題についてであります。浦戸諸島における平成27年7月末現在の人口は400人、高齢化率は62%となっておりまして、将来的に集落の維持が困難になることが予想される非常に厳しい状況でございます。その一方で、特別名勝松島の指定区域ということもあり、文化財保護法や都市計画法など、さまざまな法規制を受ける地域であるため、定住環境の整備をするためにはさまざまな条件を満たしていく必要がございます。

こうした現状と課題を整理し、これまでの浦戸振興推進協議会、浦戸架橋推進協議会から浦戸諸島における架橋設置の推進に関する要望及び平成26年9月定例会におきます議会の決議を踏まえまして、架橋の設置についての可能性調査を実施、今後の検討協議の基礎的な資料としてまいりたいと考えてございます。

3の調査内容でございますが、1つは実態調査といたしまして、現況調査、利用需要調査、影響調査、住民意向調査等を実施いたしますとともに、架橋の整備に係ります基礎調査といたしまして現地調査を踏まえた上で路線の選定、概略設計等を実施してまいりたいと考えてございます。

4の事業費及び財源内訳につきましては、前段ご説明申し上げました調査委託費として550万円を計上させていただき、今後の予定につきましては、補正予算についてもお認めいただいた後、11月に業務委託契約を締結し、年度末までに調査結果を取りまとめた報告書の納品を予定しているところでございます。

次に、隣の19ページをごらんいただければと思います。

災害公営住宅周辺歩行環境調査事業についてご説明申し上げます。

1の事業概要でございますが、錦町地区・錦町東地区への災害公営住宅整備に伴い、入居者の方々の利便性を高めるために、バリアフリー化に向けた住宅周辺の歩行環境調査を実施するものでございます。

2の現状と課題でございます。錦町地区・錦町東地区災害公営住宅合わせて計110戸、入居予定世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は80%となる見込みでございます。J

Rの利用はもとより、買い物や通院、循環バスの利用など、日常生活で自由通路を多用する環境にございまして、周辺歩行環境のバリアフリー化が求められているところをございます。

3の調査の概要でございます。①の住民意向調査、②の駅利用者アンケート調査、③の通行量調査を主な内容といたしまして、歩行環境の改善に向けた実態とニーズ、必要性を明らかにしてまいりたいと考えてございます。

4の事業費及び財源内訳につきましては、前段ご説明申し上げました調査委託費として400万円を計上させていただき、その財源といたしましては、復興交付金基金繰入金として320万円、震災復興特別交付税として一般財源80万円といたしているところをございます。

今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後、11月に業務委託契約を締結し、年度末までに調査事業の完了を予定いたしてございます。

恐れ入ります、議案資料の20ページをお開きいただければと思います。

浦戸地区集落再生促進施設運営事業についてご説明申し上げます。

1の事業概要についてございます。浦戸地区における新たな漁業従事者や島づくりの担い手などを確保、育成することを目的に整備いたしました浦戸ステイ・ステーションへの入居者確保に向けた取り組みといたしまして、総務省が実施する地域おこし協力隊制度を活用し、必要となる経費を計上いたしましたものございます。

2のこれまでの経過でございますが、施設整備につきましては、本年8月末に工事を完了し、9月14日に竣工検査、引き渡しを受けたところございます。また、入居者の募集に向けましては、復興応援隊及び浦戸の区漁協の皆さんとともに、漁業後継者の育成プログラムの作成や育成指導者の確保について協議を重ねてございまして、早急に調べてまいりたいと考えてございます。

3の地域おこし協力隊制度についてございます。(1)の制度概要につきましては、公募により都市地域から住民票を移動し、生活の拠点を浦戸に移した方を本市が地域おこし協力隊員として委嘱し、非常勤職員として雇用することとなっております。この委嘱を受けた協力隊員は、おおむね1年から3年の期間、浦戸に居住して農林漁業への従事等、地域協力活動を行いながら、浦戸への定住・定着を図るものございます。

4の事業費及び財源でございますが、事業費総額で1,613万6,000円を計上し、その財源としては特別交付税による措置を見込むものございます。

5の今後のスケジュールでございますが、10月中に入居者の募集、施設の内覧会や希望者へ

の利用ガイダンスの実施を行いながら、11月中の施設オープンと入居受け入れに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました補正予算に係る事業実施を通しまして、市民の皆様の利便性の高い生活環境の整備、浦戸諸島の振興、なりわいの継承、島づくりの担い手の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 同じく議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民安全課の計上分についてご説明申し上げます。

まず、資料番号19、議案資料4ページの社会保障税番号制度の導入に伴う通知カード及び個人番号カードについてをお開き願います。

1の概要でございますが、来年1月のマイナンバー制度運用開始に当たりまして、通知カード及び個人番号カードの作成・交付時につきましては、地方公共団体情報システム機構に委任することとなります。

カードの内容につきましては、次の2の(1)のとおり、通知カードはそれぞれ12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーをお知らせするものでありまして、今月10月ですね、全市民に交付され、カードには個人番号のほか氏名や生年月日等が記載されております。個人番号カードにつきましては、通知カードの記載事項以外に顔写真、またカード情報等が入ったICチップも含まれており、公的身分証明書としてご利用いただけるもので、交付申請をいただいた方に対して、来年の1月以降、順次交付されることとなります。

2の交付手数料及び3の手数料条例の一部改正につきましては、財政課長が手数料条例の一部を改正する条例でご説明したとおりとなっております。

4の事業費及び財源内訳にお示ししてございますが、カードの作成等事務に係る機構への委任費及び事務費は2,116万6,000円を見込んでおりまして、財源は全て国庫支出金を充当いたします。

その予算内容につきましては、恐れ入ります、資料番号17、一般会計・特別会計補正予算説明書でご説明させていただきます。

都合上、歳出予算からご説明いたしますので、7ページと8ページをお開きください。

第2款3項1目の戸籍住民基本台帳費ですが、右側の事業内訳のとおり、個人番号カード交

付事務事業費といたしまして2,116万6,000円を補正計上いたしております。内訳は、窓口事務費分として3節の職員手当71万4,000円から12節役務費の18万8,000円まで、合計175万4,000円となっており、通知カード・個人番号カード関連事務委託費交付金といたしまして、19節負担金、補助及び交付金に1,941万2,000円、合わせて2,116万6,000円を計上する内容となっております。

続きまして、財源となる歳入についてご説明申し上げますので、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

2段目の箱の第14款2項1目1節総務管理費国庫補助金4,715万5,000円のうち、説明欄にございますとおり、歳出予算で説明した職員手当などの事務費の財源となる個人番号カード交付事務費補助金として175万4,000円、機構への事務委任交付金の財源となる個人番号カード交付事業費補助金として1,941万2,000円、合わせて2,116万6,000円を補正計上しております。これは先ほどご説明いたしました歳出補正額と同額となっております。

市民安全課に係る計上内容は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入ります、資料No.17の補正予算説明書3ページ、4ページをお開きください。

歳入の10款1項1目地方交付税のうち、4ページ右側の説明の欄にございますとおり、普通交付税が1億6,201万7,000円の減額補正でございます。

また、あわせまして5ページ、6ページをお開きください。

21款1項4目臨時財政対策債につきましては、4,220万円の増額補正でございます。この2件につきましては、平成27年度の交付額及び発行可能額が確定したことに伴いまして、それぞれ補正予算を計上するものでございます。臨時財政対策債につきましては、普通交付税の一部が地方債に振り替わったものでございますので、この2件を合計しました1億1,981万7,000円が純粋な減額補正の額となっております。

平成27年度当初予算の算定におきましては、普通交付税及び臨時財政対策債については、国が示しました地方財政計画の伸び率により算出しておりますが、主に固定資産税等につきまして土地や家屋の売買の増や新規設備投資の高まりなどにより、実際の伸び率が国の示した率を上回ったことにより、普通交付税が減額となったものでございます。

この財源の不足分につきましては、恐れ入りますが、3ページ、4ページにお戻りいただきまして、ページの下段18款1項1目財政調整基金繰入金で補填しております。この財政調整基金につきましては、ただいまご説明申し上げました交付税の減額に対する補填のほか、今回の補正予算に係ります各種事業の一般財源として繰り入れするものでございます。

次に、同じページの上段、10款1項1目地方交付税のうち、震災復興特別交付税1億9,558万1,000円の増額補正でございます。今回、補正予算を提案しております各種復旧・復興事業の地方負担分に対する財源措置として補正をするものでございます。

恐れ入りますが、資料No.16の平成27年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算の4ページをお開きください。

第3表地方債補正の1変更の下段、臨時財政対策債でございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、今年度の発行額が確定したことに伴います限度額の増額変更の内容となっております。

続きまして、議案第72号から第74号までの工事請負契約の締結について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.5の定例会議案と19の議案資料で説明いたします。

まずは、資料No.5の10ページをお開き願います。

1の件名でございますけれども、27-復・交 越の浦雨水ポンプ場（電気設備工事）であります。この工事は、第11回配分の東日本大震災復興交付金を受けまして、6月議会におきましてお認めいただきました補正予算額及び債務負担行為に基づきまして実施いたします越の浦雨水ポンプ場の電気設備工事であります。

2の工事の概要につきましては、後ほどNo.19の資料を使いまして、ほかの案件とあわせて一括してご説明いたします。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る7月14日に公告を行いましたところ、20社から参加申し込みがあり、8月4日に入札を執行した結果、株式会社千代田組東北支店が2億8,339万2,000円で落札し、8月11日に仮契約を締結したものでございます。入札回数は1回で、落札率は81.54%となっております。

次に、議案第73号であります。11ページをごらん願います。

1の件名は、27-復・交 越の浦雨水ポンプ場（機械設備工事）であります。この工事は、先ほどの議案第72号と同じく、11回配分の復興交付金を受けて実施いたします越の浦雨水ポンプ場の機械設備工事であります。

3の契約の方法であります、一般競争入札で行っておりまして、去る7月14日に公告を行いましたところ26社からの参加申し込みがあり、8月4日に入札を執行した結果、昱機電株式会社が6億7,046万4,000円で落札し、8月11日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は81.17%となっております。

次に、議案第74号であります、12ページをお開き願います。

1の件名は、27 - 復・交 北浜地区区画整理関連汚水枝線築造工事であります。この工事は、同じく第11回配分の復興交付金を受けまして実施いたします北浜地区区画整理区域内における汚水枝線の築造工事でございます。

3の契約の方法であります、一般競争入札で行っておりまして、去る8月17日に公告を行いましたところ4社からの参加申し込みがあり、9月4日に入札を執行した結果、中鉢建設株式会社仙台支店が2億3,077万2,240円で落札し、9月8日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は91.87%となっております。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の39ページをお開き願います。

まず、議案第72号であります、この工事は越の浦雨水ポンプ場内におけます各種電気設備を整備するものでございまして、39ページはポンプ場の平面図、40ページは断面図を掲載しております。

39ページの平面図の左側が1階の平面図になりますが、赤く塗られた部分が自家発電設備であります。これはポンプ場の非常電源として停電時に必要な電源を供給するための設備になります。また、このページの右側には2階の平面図がございまして、縦に3つの設備が並んでおります。一番上が受変電設備でございまして、これは越の浦雨水ポンプ場の電源元を高圧6,600ボルトで受電し、場内の必要電源に変電した後、場内各所に電源を供給するものであります。

次の運転操作設備につきましては、受変電設備から電源の供給を受け、各機器に電源を供給するとともに、運転、操作をする設備であります。最下段の計装設備でございまして、ポンプ場の安定かつ効率的な施設稼働を行うための場内監視制御盤や水位計などの計測を行う設備であります。そのほか、これらの設備に伴います配線、配管、ケーブルラック等を施工する配線・配管工事も行います。

次に、議案第73号であります、43ページをお開き願います。

この工事は、越の浦雨水ポンプの機械設備工事であります。

この事業に関しましては、断面図のほうがわかりやすいかと思しますので、こちらで説明させていただきます。

雨水は、この図の左側から右側へ流れることとなります。まず、ページの一番左側、流入ゲートですが、ポンプ場の流入口及び雨水水路流入部に設置されるものでございまして、雨水の流入をとめたり、流入量の調整を行うところでございます。

次に、除じん設備ですが、これは流入した雨水の中の浮遊物をここでとめてかき上げる設備でございます。ここで浮遊物を取り除かれた雨水は、そのまま右側の方向へ流れまして、赤く塗られた縦の部分、ポンプ設備により上部へ組み上げられ、海へ放流されることとなります。図の中央部にございます換気設備につきましては、ポンプを動かすための原動機の燃焼に必要な空気の送風や排出のための設備になります。そのほか、これらの設備に伴います各種配管等の設備工事もございます。

次に、議案第74号であります。

45ページをお開き願います。

この工事は、北浜地区区画整理区域内におけます污水枝線築造工事でございます。污水管の布設箇所につきましては、図の黒く太い線の部分でございまして、二重線の既設管や点線の発注済みの管路へ接続するものですが、矢印で示しておりますとおり、最終的に北浜沢乙線の污水管に接続し流入させる経路としております。布設管につきましては、口径200ミリ、延長709メートルのPRP、プラスチックリブパイプという高機能管材を使用し、開削工法で実施する計画となっております。また、組み立て式1号人孔、いわゆるマンホールを20カ所設置いたします。

補助工法は地盤改良でございまして、薬液注入による地盤の安定化と、CCP工法と言いまして、深さ10メートルから21メートルまでボーリングを行い、硬化剤を噴射して土台を形成し、その上に污水管を布設する工法を取り入れる計画であります。

最後になりますが、議案第75号及び第76号の財産の取得についてご説明いたします。

まずは、資料No.5の市議会定例会議案を使いまして概要を説明させていただき、後に資料No.19の議案資料で詳細につきまして説明いたします。

恐れ入ります、資料No.5の13ページをお開き願います。

この案件は、寒風沢地区におけます災害公営住宅の建設に当たり、独立行政法人都市再生機

構に建設を依頼して整備を進めるため、平成24年2月に基本協定を締結し、調査設計、基本設計、実施設計、そして建設工事を進めてきたところであります。平成27年8月20日に取得金額が確定し、翌8月21日をもって譲渡仮契約を締結いたしましたので、その取得について本議会にお諮りするものであります。

1の財産の種類であります、建物につきましては木造平屋建ての11戸の住宅と集会所を取得しようとするものであります。

2の取得金額につきましては3億2,037万680円であります。

次に、14ページをお開きください。

こちらの案件は、朴島地区におけます災害公営住宅についてであります。先ほどの案件と同じく、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼して整備を進めるため、平成24年2月に基本協定を締結し、調査設計、基本設計、実施設計、そして建設工事を進めてきたところであります。平成27年8月20日に取得金額が確定し、翌8月21日をもって譲渡仮契約を締結いたしましたので、その取得について本議会にお諮りするものであります。

1の財産の種類であります、建物につきましては木造平屋建ての5戸の住宅と集会所を取得しようとするものであります。

2の取得金額につきましては2億3,699万9,520円であります。

それでは、内容につきまして資料No.19で説明いたします。恐れ入ります、資料No.19の47ページをお開き願います。

議案第75号寒風沢地区の災害公営住宅についてであります。

図の左側中段に先ほどの議案と同じ表を記載しておりまして、号棟番号が中央の配置図兼平面図と合致しております。この図からもおわかりいただけますとおり、南側には1号棟としまして2DK5戸の長屋がございまして、その東側には集会所があり、そのほか3DKの戸建てが6戸配置されておりますのでご参照願います。集会所を含めました建物の床面積は、合計で823.89平米となります。

特徴といたしましては、高齢者への配慮としまして玄関までの全戸スロープ化いたしました。また、引き戸の採用、浴室への段差解消のほか、島民の皆様のご要望を受けまして、神棚等も設けております。

次のページ、48ページをお開き願います。

取得金額の内訳をお示ししております。取得金額合計は、3億2,037万7,680円でございます

が、その内訳は下段の表のとおりとなっておりますのでご参照願いたいと思います。

次に、議案第76号でございます。

49ページをお開きください。

先ほどと同様に、朴島地区災害公営住宅の位置図、立面図、配置図兼平面図を記載しております。配置図兼平面図をごらんいただきたいのですが、図の東側には1号棟と2号棟がございまして、それぞれ2DK及び3DKの2戸が入った長屋となっております。また、北側には3号棟、3DKの戸建てが1棟ございまして、南側には集会所が配置されておりますので、ご参照願いたいと思います。集会所を含めました建物の床面積は、合計で432.03平米となっております。

特徴といたしましては、寒風沢地区と同様に玄関までの全戸スロープ化しており、また引き戸の採用、浴室への段差解消のほか、神棚等も設けております。

次のページ、50ページをお開き願います。

取得金額の内訳をお示ししております。取得金額合計は、2億3,699万9,520円でございますが、その内訳は下段の表のとおりとなっておりますので、ご参照願いたいと思います。

財政課からの説明は以上であります。

○志子田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 資料番号19を使って質問させていただきます。

まず、4番目の社会保障税番号制度の導入についてですが、この中の概要に地方公共団体情報システム機構に委任ということで書いてあるわけですが、この地方公共団体情報システム機構について詳しく伺えればと思います。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

この機構は、以前、各市町村がそれぞれ持っていた住民基本台帳のネットワーク化、これを一元化ということで出てきた地方自治情報センターというところがもともとの前身でして、今回、マイナンバー制度導入に当たって、平成26年4月にもともと担ってきたものを移行して設立された団体でございます。

今回、その機構については住民基本台帳ネットワークシステムの運営を引き継ぎ、やっていくほか、総合行政ネットワークシステム、いわゆるLGWANの運営と、また今回のマイナンバー制度導入に当たっては、今回、先ほどご説明したように各自治体からの委任を受けま

して、マイナンバーカードの作成、送付等を担っているという団体でございます。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、これは塩竈市だけではなくてほぼ全市がこれを利用する形になるわけなんですね。

○志子田委員長 伊藤安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 はい、そういう形になると理解しております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 次に、18ページですね、浦戸地区の定住促進環境可能性調査事業について。これはちょっと総括質疑をさせていただいたんですが、その中で感じたんですが、ある程度のビジョンを出して、それに対してのいわゆる意見を聞くといいますかね、住民の、そういう形になるのか、ただ漠然と、漠然というのかもしれませんが、調査をするのか。そのやり方について、手法、方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回の可能性調査におきましては、住民アンケート調査も含めました実態調査、あと、それと並行いたしまして基礎調査として概略設計、平面図等を作成するという予定になってございます。であるため、住民意向調査につきましては、これまでの島民の方々からの要望等を踏まえて、4島の島内架橋あるいは寒風沢・宮戸間の架橋、この利用についての率直なご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで、今、設計図と言いましたっけ、そういった言葉が出たんですが、これがどういった形になるのか、それを今のところである程度決まっているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 設計図と申しましても、実施設計、詳細設計と言われるレベルではなく、まず路線をどうするべきか、それに伴いまして海上クリアランス、15メートルから20メートル必要だという海上保安部の見解等もございますので、そういったものをクリアするためにはどのような橋の形態になるのか、縦断図、平面図も含めて、そのようなものをアウトラインとしてペーパーロケーションと市長が総括質疑の中でお話しさせていただきましたが、あくまでも基本となる資料を求めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。何もない状態ですと、やっぱり意見も出しづらいだろうし、ある程度の方向性といいますか、そういったものがあればいろいろと意見が出るのだろうなと思います。次にですね……。 （「1点だけちょっと」の声あり）

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 現場担当課長が申しあげましたクリアランスについては、宮戸架橋のところについて海上保安部からご指導いただいた高さでありまして、例えば桂島・野々島間といったようなことについてのクリアランスではないということだけのご理解いただければと思います。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 続いて、次の20ページですね。浦戸地区集落再生促進施設運営事業についてお聞きしたいと思います。

ここで、この間、総括質疑でこの話も出たのである程度理解したつもりなんですが、3番目の項目、地域おこし協力隊の制度、この中の概要の丸印1個目なんですが、「都市地域から過疎地域などに」という、「などに住民票を移し」という、そういう表現になっているんですが、私はこの間の話を聞いても、浦戸に住民票を移してもらうんだと捉えたんですが、よくよく見るとここに「など」が入っているんですが、これはそうすると浦戸に住まなくても塩竈に住民票を移せばいいということになるのでしょうか。どういうふうに捉えて、どういうふうにこれを考えているのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ただいま、過疎地域等ということで、制度の仕組みとして概要をお示ししたところではございますが、今回、浦戸ステイ・ステーションを活用した入居者、地域おこし協力隊の募集に当たりましては、浦戸地区に住民票を移して居住していただくということを前提にしております。ですから、塩竈市内本土居住ということではないという形で進めてまいります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、わかりました。了解しました。そのほうが私もいいと思います。

そうすると、現実にこの住民票を移した人がどういうところに住まわれるのか、いわゆる浦戸ステイ・ステーションに入るのか、ないしは地域の空き家といいますか、そういったとこ

るやら何やらを借りてそこに住まわれるようになるのか、その辺の考えはどうなっているんでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 地域おこし協力隊員の居住場所といたしましては、浦戸ステイ・ステーションの利用を想定してございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この協力隊の何名、何名と言ったっけ、これも説明ありましたっけ。ある程度人数が多いのであれば、ステイ・ステーションがいっぱいになっちゃうかなという、関係ない想像をしちゃうんですが、何人ぐらい予定しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回の募集に当たりましては、5名程度の協力隊員を確保できればという考えで進めてございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、5名というと、この浦戸ステイ・ステーションに宿泊して、漁業やなんやら将来やろうという方向性に向けた人たちより協力隊のほうが多いということになったりはしないのかなと思うんですが、それは5人ぐらいということは、いわゆる分野をいろいろ考えてのことで5人ということでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回、寒風沢と桂島2カ所に整備いたしまして、合計で部屋数といたしましては12部屋、2つの施設をあわせまして整備している状況でございます。

募集のメニューといたしましては、今、精査を行っている段階ではございますが、桂島地区についてはノリ養殖を中心としながら募集を行ってまいりたいというプログラムを考えてございます。また、寒風沢地区につきましては、農業というところの通年の研修スケジュールを考えながら、またカキの養殖につきましては、野々島も含めまして全島でできるような枠組みを整えながら、閑散期等ございますので、その辺でのノリ養殖というような枠組みの中で、今、漁協の皆様等と検討を進めているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。

次に、議案第74号の同じ資料の45ページの北浜地区の区画整理関連污水枝線の築造工事についてお伺いしたいんですが、この工法でCCP工法とって何か注入してというやつ、結構ここは地盤沈下したり、いろいろ地盤状態がかなりよくないと思うんですが、どういう工法なのか、先ほどの説明よりもっと深い説明をお聞きしたいなと思います。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 復興推進課で事業実施しておりますので、私からお答えさせていただきます。

CCP工法といますのは、ケミカルチャーニングパイル工法という略でございまして、セメントと土を混ぜたくいを打って地盤を安定させるという工法でございまして。北浜地区は非常に地盤が軟弱でございまして、埋設した下水道管が埋没しないようにということで、コンクリートの柱を下水道管の基礎として支えて下の岩盤まで支えるという工法で、管が下に落ちていくのを防ぐという工法でございまして。

あわせて、薬液注入工法というものは、下水道管の回りを薬液で固めまして、あわせて下水道管の埋没を防ぐという工法でございまして。

○志子田委員長 いいですか。鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとよくわからなかったんですが、これはそうすると、下水管の下にはずっと筋状にそういった工法で施工していくのか、ないしはスポット的に何メートル置きとか、そういったスポット的にやっていくのか、そこまで私が心配する必要はないんでしょうけれども、何か興味があるなど。お願いします。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 軟弱地盤でございまして、これは管の下にずっと支持基盤、下の岩盤までセメントで押さえて、大体ほとんどスポットではなくて、ほぼ全面にわたって強化していくと考えてございまして。

○志子田委員長 ほかにございせんか。伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、ちょっと私からも、それに関連して74号の関係で、今、工法についてご説明があったんですが、CCP工法というものの、10メートルぐらいですか、ないしは21メートルぐらいのボーリングを行っていくということと、下までコンクリート材、土を入れたやつを入れる。これは何か所ぐらい設置することになるんでしょうか。ちょっとその辺の具体的なお話を聞かせてください。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 軟弱地盤の中で整理していくという状況ですので、延長709メートルでございます。現状では、その状況を見ながら確認して、弱いところを確認するんですけども、大体、今のところ42%程度の布設率をその工法でということを考えてございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 42%程度というのは、その709メートルのうちの42%ですよということですか。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 はい、そのとおりでございます。709メートルのうちの大体42%をCCP工法で補強するという状況です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よく下水道工事をやっていて、北浜のここだと埋め立てをあるいはしたのかどうか。よく工事をしていていろいろなものが出てきたということで、よく再度入札といいますか、契約変更をよくしていた気がするのによく記憶しているんですが、そういうことも、例えば地盤調査なんかの関係はもうされているのか、地盤調査した上での工法に移りつつあるのかどうか、その辺ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 ここ北浜地区は、ご存じのとおり、もともと海でございまして埋め立て等をして造船所等もあった場所でございます。その場所、場所によってかたい部分、かたくない部分、高い部分、低い部分ございますので、設計の中でこれは全部調べまして、こういった工法を採用するという形で考えているものでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、設計の段階でほぼ地盤調査をしたということだという感じに聞こえたんですけども、その辺、じゃあ何カ所ぐらい地盤調査したのか、ちょっとそこを聞きたいんです。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 申しわけございません。何カ所をボーリング調査したというのは今ちょっと把握しておりませんでしたので、後ほど早目にご報告させていただきたいと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしく申し上げます。

それから、私も総括質疑で議案第72号、73号をお聞きして、J Rとの関係で協定を結びますよというご回答を得たわけですが、そうしますと、工期完成も含めてJ Rとの協議段階は協定を結ぶということですから、総括だったので細かいところまではお聞きしませんでした。が、どんなふうな段階でなっているのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 それでは、下水道課から工事について申し上げます。

議案との関係につきましては、約2年間ほどこれまで協議をしてきまして、今、文書の協議をしている最中ということでございます。あと、今月、来週ですけれども、J Rとの現地立ち会い等も予定しているという状況でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、来週中にJ Rとの立ち会いも行うということで、現況をよく聞いていただくというところまでもうつくっているわけですね。わかりました。その辺はちょっと確認……。そうすると、文書の協議をして、来週立ち会いということはほぼ現行のスケジュールどおり進んでいると捉えてよろしいのでしょうか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 J Rでは、この震災等もありまして、多数の受託の相談を急速化も考えているという状況でございます。その中でも今回の工事の部分はなるべく重点的にやってほしいという要望をしながら、なるべく早く取り組んでいただくように申し送るものです。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。ひとつ、今後とも努力していただいて、速やかな工事をぜひとも完成させていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ちょっと戻りまして、議案の関係で先ほどあった浦戸ステイ・ステーション20ページのところでちょっと確認させていただきたいんですが、先ほど、鎌田委員のところから質問がありました。桂島はノリですと、寒風沢は農業ですと、こうなっているわけですが、いずれにしてもカキの養殖や、それからそういうことでの収穫を浅海漁業としてやっていらっしゃるわけですが、そういうものは対象外なんではないでしょうか。それとも、こういったカキ類などについても浦戸ステイ・ステーションに来る方々の研修として組み入れていくのかど

うか。漁協との話し合いについて2つの組合がありますから、この場合はですね。そこら辺も含めて、どのような話し合いになっているのか、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 説明不足の点がございまして申しわけございませんでした。

カキ養殖につきましても、漁業の研修プログラムの一環と捉えてございまして、桂島、寒風沢問わず、野々島、朴島でカキの養殖がなされてございますので、この中からカキ養殖の講師となつていただく漁協の皆様をお願いしながら、通年通してのメニューを考えてまいりたいと考えてございますし、また刺し網というところも寒風沢では行われている状況がございまして、そういった内容も踏まえながら多彩な漁業体験メニューができればと取り組んでございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。そういうことを含めてやっていくということですね。わかりました。

そこで、寒風沢で農業ということですが、もう一つ寒風沢で考えなければならないのは、かなり耕作放棄地があるんです。今、県で国の支援を受けて桃浦に、要するに防潮堤をつくっている、一方で耕作放棄地のかなりの範囲の面積がある。一方、NPO法人で米づくりをやっている、多少農作物もつくっているようなこともやっている。そうすると、今後、農業を立て直していくという場合に、当然ながらそういった耕作放棄地も対象にしたものを今後きちんと米づくりも含めてやっていくのかどうか。その辺、ちょっとまず最初にお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 耕作放棄地につきましては、今後、除塩等が進む中で、農地が拡大していくという状況がございまして。

ただ、今現在、NPO法人が取り組んでおります農業の面積につきましては、当然人数も限られている中、また、あるいは6次産業化と言われます酒づくりに必要な面積をできる範囲の中で行っているということでございますので、今後に向けましては、そのNPO法人で今活用している農地をベースにしながら農業の研修土壌として活用しながら、その中で農業を幅広くやりたいという方がいらっしゃれば、その他面積の拡大というところも模索してまいりたいと考えてございますし、また農地につきましては、基本的に水産振興課の浅海農政担

当が今現在どういう利用方法をといるところを検討している段階でございますので、その辺の検討の状況を見きわめてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 おおよその考え方はわかりました。そこで、これは今後、今はかなりの人数の地権者がいて、実際は農業をやれないと、米づくりはやれないということで実質耕作放棄地になっているわけですけれども、そうすると、今、国ではたしか農地を貸すという仕組み、農地バンクシステムというのを取り入れていて、その農地バンクシステムで貸しますよと、ただし、それはちゃんとした収穫量をつくって必要な採算がとれるようなものをしなさいと、たしか指導はされているはずなんです。一応、農地バンク的なものも、いわば検討されているわけですけれども、そことの絡みは今後どうなっていくんでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 産業環境部水産振興課におきましては、今、委員からお話がありました農地バンク等も視野に入れながら、今後の耕作放棄地の営農のあり方というものを現在、検討を進めていると把握してございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。なかなか米づくりは常時島にいないとできない課題なんです。やはり、気候、それから風土、水、管理、収穫に至るまでそれこそ24時間ということになるので、やはりきちんと研修を積み重ねていって、實際上、耕作放棄地になっているところがしっかり米づくりをできるような仕組みになればいいなとは思っています。

それから、もう一つは、米づくりに関して言うと、一番寒風沢で悩んでいるのは水の確保なんです。天水とは言うものの、実際には塩竈から引っ張ってきている水道水を使っているというのが1点。それから、もう一つは県がつくったため池はあるわけなんです。それで多少天水を確保しているというか、今後、想定されるのはそういうことも含めたトータルな支援というか、浦戸ステイ・ステーションに住んで、研修を重ねて一定期間やっていくということとはわかるものの、そういった、やはり農地をしっかりと営農していくという上では、そこら辺も見据えた、いわば政策展開になっていくのかどうか、ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員のご質問にお答えさせていただきます。

浦戸の耕作放棄地等の今後の利活用をどうするかということについては、一塩竈市のみなら

ず宮城県全体の農業再生計画に関係があるということで、既に県の農政担当部局と本市で今後の浦戸の農業がどうあるべきかという検討をさせ始めていただいております。

例えば、水田として利活用していくのか、あるいはその他の畑地として活用していくのか、あるいは果樹栽培をやったらいいかといったような可能性等について相互に意見交換させていただいているところでもあります。

そういったことがまとまった段階で、また改めて浦戸ステイ・ステーションと、今ご心配いただいております耕作農地の利活用といったものについての関連性を明らかにさせていただきたいと思っています。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。今後の推移を引き続き見守っていきたいと思います。

それから、総括質疑でも触れましたけれども、災害公営住宅の周辺環境調査について触れさせていただきました。それで、後で振り返って考えてみると、結構あそこは高校生の利用が多いんです、塩釜高校の。結構利用者が多い。朝夕行っているわけで、佐浦町のみならず、やはり利用者という点で、その辺も含め、あの辺、南町と佐浦町一緒になっているから、地域としては佐浦町、南町になるんでしょうけれども、そういった朝夕の利用者の対象にも入れたらどうかと、その辺の思いもありまして、その辺はどのように考えられているのかちょっと確認させてください。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今、駅利用に関しましては、当然、塩釜高校の生徒さん方が多数利用されているという状況を考えてございます。この辺の利用につきましては、歩行量調査あるいは駅の利用実態調査の中で明らかにしてまいりたいと考えてございます。

また、アンケート調査につきましては、周辺の災害公営住宅のみではなく、南町、佐浦町の住民の方等にもどういう利用をなさっているのかというところはつぶさに聞いてまいりたいと考えてございます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 昨日の総括質疑で、私もこの件についてご質問いただいたんですが、今回の事業の特異性をぜひご理解いただきたいと思います。これがバリアフリー法に基づくエレベーター設置であれば、これは多目的利用を前提してやっていけるわけですが、今、我々が取り組もうとしております事業制度は、復興交付金を活用させていただく。なおかつ効果促進

事業費をぜひこれに充てさせていただきたいと思っています。理由は極めて明快でありまして、100%国費でできると。

交通バリアフリー法でありましたら、国が3分の1、県費が3分1、市費が3分の1となるわけでありまして、それに対しまして、復興局並びに復興庁から言われておりますのは、もっとももっと多目的に利用される方々がいるのではないかと。それをなぜ復興交付金の効果促進費を使うのであるかということと言われておりますので、我々、きのう議員からご質問いただきました佐浦町あるいは南町の方々との関連性については、災害公営住宅にお住まいの方々が日常用品を買い物する、あるいはその他の利用のために行ったり来たりするという関連性の中で、この施設の整備が必要であるという方向づけをしないと、なかなか復興交付金事業の採択にはならないという大変厳しいハードルがありますので、範囲を拡大するという事は構わないんですが、範囲を拡大すればするほど、であれば効果促進事業、復興交付金事業ではないのではないかと、ということにつながってしまうということを昨日申し上げさせていただいたつもりでございますので、その趣旨をぜひご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。その辺はひとつ理解するところでございます。

まず1回目、終わらせてもらいます。

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。小野委員。

○小野委員 私からも大体、資料No.19から質問させていただきます。

初めに、4ページの社会保障の税番号制度の導入ということで何点かお聞きしたいと思います。

初めに、住民票の登録ということで、いつの時点の住民票に基づかれて通知されるのか、1点。また、あと外国人でも住民届けがあれば番号を付与されると聞いておりますけれども、その外国人の方はどれくらい本市にいるのか、この点お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 まず最初の1点目、いつの段階の住民票が反映されるのかということなんですが、実はうちが機構に最終的なデータを持っていくのが10月5日となっております。それなもので、10月5日時点の住民票を反映させてまいりたいと思っております。

なお、その間、ただ住民票があっても、いろいろな理由、例えば震災で住民票にいないとこ

ろに住んでいるとか、場合によっては施設に入所にしているという方に対しては、基本的にそういった居所情報登録申請書というのを出していただきますと、住民票じゃないところ、それについても、本来先週の金曜日に締め切ってはいるんですが、きょうまで受け付けたものを反映させた中で対応してまいりたいと思っております。

あと、外国人登録の部分なんですけど、外国人の方も外国人登録されている方については全て対象になっています。数については344名という形になっております。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

それで、住民票住所に郵送されるわけですけども、引っ越した場合の転出・転入の手続をしなければ新しい住所に届かないということ1点。また、あと東日本大震災の被災者とか、今若干話ありましたけれども、配偶者の暴力でDVという件もあると思うんですけども、やむを得ない理由で住民票と異なる場所に住む方への対応などはどのように行われるのか、この点をお聞きします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 やむを得ない場合という方については、転居した部分については、あくまで先ほど申したように、10月5日時点のところにはどうしてもお送りできない部分がございます。その後について、転居等があった場合については、随時、役所で受け付けてまして、先ほど言った住所変更欄、書くところがありますので、そこの中で対応していきたいと考えております。

あと、今の段階で、先ほど言った居所情報登録申請書というものが提出されているのは126名となっております。その方については、当然、住民票じゃない変更地に送る形になります。

ただ、その後、やはりその手続がなかなか浸透していなかったりした方に対しては、簡易書留で送った分がいずれ郵便局に行って保管された後、市に戻ってまいります。その方に対しては、市で実態調査、現場に行ったり、なおいろいろな情報を調べながら、1人でも多くの方に通知カードを届けるような形で対応してまいりたいと思っております。以上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

あと、個人番号の申請ですけども、これは簡易書留で送られてきた部分にはあると思うん

ですけれども、これで企業とか高齢者施設に、こっちの職員の方が出向いて本人確認できれば、そういった申請も認めるという内容も聞いているんですけれども、その点はどうか。また、あとインターネット申請なども受け付けるのか、この点をお聞きします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 施設入所をしている方、当然、足が悪くて来られないとか、いろいろな要素がございます。そういった場合には、施設職員の方に対してでも交付という形は現実的にできるシステムはございます。

ただ、問題は、どうしてもお渡しするときに暗証番号を設定していただくという部分もありますので、その辺については暗証番号をある程度書ける人に対して、目張りシールをしてうちに持ってきていただければ、本来、本人が入力するところを職員が入力してお渡しできるというシステムもございますので、よろしくをお願いします。

あと、インターネットもできるのかということなんですが、これについては紙ベースでも申請できますし、スマホ、パソコンでもできるとなっておりますので、その辺については通知カードと一緒にマニュアル等入っていると聞いておりますので、お勧めしてまいりたいと思っております。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

2016年1月から個人番号カードということになるわけですが、2017年度になると行政機関でのマイナンバーをやりとりできるような、そういう情報提供ネットにみたいなものも行われたり、あと個人サイトとか、そういったものも入ってくるみたいなんですけれども、そういった場合、これは別事業費というのはかかってくるわけですか。この点どうなんでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 直近でございますと、28年1月1日からマイナンバーの利用が始まると。本市におきましては、現段階でございますが、大きなくくりではございますが、29の事務で諸手続に、例えば番号を書いていただくような帳票の整備ですとか、そういうものを行いながら、まずはマイナンバーを収集していくという形になってまいります。それについての電算改修等につきましては既に、今年度も含めまして予算化して対応している状況でございます。

また、29年7月からは実際の情報の連携というものが市町村も含めて始まってまいりますので、その対応に向けましては、また国から発出されます通知等に基づきながら適切に対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

次は、今まで住民基本台帳の住基ということで使われていましたけれども、これは有効期限までは使われるということなんですけれども、ただし個人番号等のカードの重複はできないということでありまして、この辺は徹底というか、住基カードを持っている方への対応というか、その辺はどう考えていただけるのか、お聞きいたしたい。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今、委員がおっしゃるように2つのカードは持てません。個人番号カードをお渡しした段階で、それと交換という形になります。当然、うちで住基カードをお持ちの方については把握しておりますので、申請書もしくはJ-L I Sからうちにカードが一旦届く段階で、きっちりその辺を周知した中で回収に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。

あと、最後に、この点でもうマイナンバー制度が行われるということで、これを悪用して詐欺的な部分の話も出ているみたいなんですけれども、何か口座番号を教えてほしいとか個人情報調査するとか、そういったものも全国的に見ると出てきているということで、こういった部分の注意喚起に関してもちょっとやっていただきたいとは思っているんですが、この点はどう把握されているのかお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 そういった話もいろいろ聞いておりますので、その辺については広報等を通じながら趣旨徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

何か行政手続がスムーズになるとか、そういった利点が多いと言われているこの制度なもの

ですから、とにかく定着に向けて本当に推進していただきたいということでよろしくお願ひ
したいと思います。

以上でこの点は終わりにしたいと思います。

次にですけれども、同じ資料で19ページ、災害公営住宅周辺歩行環境調査ということで、ち
よっと1点確認だけなんですけれども、これは地域の方はもう一緒に設置されるという、
そういう思いで、行くともう設置されるんですよね、なんていうことでよく言われるん
ですけども、これが採択されればということで市長からもお話はあったんですけども、こ
れはバリアフリー法でいくと利用者数3,000人でしたか、そういったことがないと設置
できないという規定もあるんですけども、この点どうなんでしょうか。これがもし採
択されなければ設置がまた延びるのか。

なぜかという、地域の方はみんな、もう設置されると、もう完成するということ
で言っているものですから、その点、説明に困るときがありますので、この点だけ
ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今、委員からお話がありました状況と、住民の方々が期待
しているということは受けとめてございます。

私どもは、この歩行環境調査をまず第一段階とさせていただきます、確実に実施する
中で、次のステップに向けまして、なお復興庁と協議を進めてまいりたいと、最大限
に効果促進事業を活用できるような形で進めてまいりたいと考えてございます。
よろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、小野委員からご質問いただいた部分についても、私も何とかでき
そうな状況だという話をしてきた責任があります。きょうは復興推進局が来てい
ないんですが、昨年26年の段階では、かなり復興局も前向きなお話をいただいた
という報告を受けておりました。

ご案内のとおり、今、西塩釜駅、日900名ぐらいの状況でありまして、過去にも
バリアフリー法によるエレベーター設置のご要請を議会からもたびたびいただいた
んですが、これはもう全く規定に達していないということで、残念ながらだめ
でありました。

そういったものがたまたま錦町災害公営住宅40戸、錦町東70戸、合わせて110
戸ができることによって可能だという方向になりましたので、私も非常に喜んで
おりましたし、一度そう

いうお話をさせていただいたという責任がございます。今後も、ぜひ復興庁、復興局に足を運びながら、この事業を効果促進事業として認めていただく努力をさらにさらにいたしてまいりたいと思っています。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました、ありがとうございます。じゃあ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じ資料で20ページの浦戸地区集落再生ですね、浦戸ステイ・ステーションなんですけれども、この点でこの制度は政府で21年度から始まっています、かなり多くの人数がふえて、26年度で1,511名、あと団体で440団体ということで、国では28年度は3,000人ということで目標を持ってやっているみたいなんですけども。

総務省が行った協力隊の定住状況のアンケート結果というのがあって、約6割が期間終了後、定住もしくは地域協力活動に従事しているという、そういう結果もあるわけなんですけども、その一方では受け入れる行政、そして住民の目標とかニーズ、活動内容が具体的にされていなかったために、地域活性化とか、そういう活動が十分できていないケースとかもあったということをお聞きしていますし、またそれによって定住にもつながらなかったということもあるみたいなんです。

それで、お聞きしたいんですけれども、効果的にこの制度を活用していくということであれば、やっぱり地域の受け入れニーズの把握とか活動内容の明確化またはバックアップ体制とか、そういったものが整わないと、何かこの制度はかなり厳しいところがあるという話を聞くわけです。先ほども、桂島はノリとか寒風沢は農業とか、いろいろな話がありましたけれども、この辺は、今住んでいるんだとは思いますがけれども、しっかりとさせていただきたいなと思うところがあるんですけれども、この点をお聞きしておきたいなと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回、浦戸への定住促進あるいは漁業後継者等の育成を図るに当たりましては、これまで寒風沢、桂島だけではなく、4島の皆様とお話し合いを重ねてきた中でご理解をいただく中、進めてございます。

また、ステイ・ステーションの運営、あるいは入居者の方の支援につきましても、島民の方たちからは積極的に私たちもかかわりを持つというお話を頂戴している中、非常に力強いお言葉をいただいている状況がございますので、なお、島民の方たちと一体となりながら私どもも入居者の確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 皆、注目されているところだと思いますので、しっかり取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それで、これのちょっと関連というか、浦戸ステイ・ステーションの寒風沢と桂島と、外だけですけど、私も見ているんですけども、寒風沢の水産のほうかなと思うんですけども、松の木があるみたいなんです。寒風沢の公営住宅側のほう。それで、2本がもう全く枯れていて、そしてもう一本は枯れているところもあるという状況もあって、その辺も何か整備できなかったのかなということで、地域の方からも声が上がっているし、私も見て、あ、この辺もせつかくだからきちとしたほうが、やっぱりせつかく新しい建物から見える風景とか、そういうものも関係あるので整備してほしかったなという点はございますけども、その点を確認されているのか、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 松の木の枯れているものの伐採ということかと思います。こちらにつきましては、水産振興課のほうですか、確認をとりながら、申しわけございません、状況の確認も含めながら対応について検討させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 私も、自由に切ることとかいろいろできない網か、感じがあるのかなということで思っていましたので、ちょっと確認させていただきました。

あと、これは今の青山大学とか福祉大学とか、いろいろな大学の方に島に来ていただいて、ブルーセンターを使われていますよね。それで、地域とか、あと本土から浦戸に行ったときにそこを使いたいという方がいるんですけども、なかなかそういった面で使用できないところがあったという声もありまして、大学生の方では浦戸ステイ・ステーションに宿泊というか使って、ブルーセンターは一市民の方にも使っていただけるような、そういう体制はできるんですか。今だとブルーセンターしかないので、泊まったり、いろいろな活動をするところが。そういったところはどうなんでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今、お話がございました、例えば大学関係でのボランティアの方々、また一般のボランティア等の方々も含めまして、地域おこし活動で利用するときには積極的

にご利用いただくような枠組みで考えてございます。また、それ以外にも、例えば体験学習等々で島に来る場合、お子様も含めましてのご利用を幅広く考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 では、幅広い人たちがもう自由に使えるということによろしいんですね。ブルーセンターも浦戸ステイ・ステーションも。だから、一般の人はブルーセンターを基本的には使えるようにして、あとボランティアさんとか、そういう何かの関係で来ている方は浦戸ステイ・ステーションを使うとか、そういう区別とかはなしで自由に使えるということですか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ステイ・ステーションの利用に当たりましては、まず島の振興、活性化に結びつくような活動を行っていただける方々。一般のご利用というか観光目的でという方につきましては、民宿等もございますのでそういうところのご利用もお願いしつつ、なおステイ・ステーションを運営する中で今さまざまな体験ツアー等の企画事業も構築しているところがございますので、そういう方の利用はステイ・ステーションを使いながら、という枠組みで基本的に考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 だから、要するに、今まで野々島で花火大会をして、そしてブルーセンターに帰りがあれで泊まれたりしていたのが今できない状況なんだけれども、そういったことをきちっとできるんですね、ブルーセンターで。浦戸ステイ・ステーションの活用はわかるんだけれども、ブルーセンターをきちっと市民の方が使えるような状況になるんですかということですか。今だと、ボランティアさんが使っても、そういった方が使えないような状態になっているんです。ですので、そういったところは緩和されるんですかと聞いているんです。（「所管が違うから」の声あり）所管が違うの。じゃあ、この質問はやめます。

これは浦戸ステイ・ステーションだけを聞けということね。申しわけございません。そう言うっていただければいいんですけれども、はっきりと。

じゃあ、最後に財産の取得についてということで、市営住宅の取得ということであるんですけれども、この点、取得はいいんですけれども、今できている仮設、災害公営でもお住まいになっているところ、桂島なんですけれども、後々になって玄関の屋根、ひさしの部分の課題とか、今はついているけれども、ただ短めで、普通は90センチぐらいが普通じゃないかと

ということで話し合っ、今後は補強もしなきゃならないという内容とか、あとは桂島の学校から入っていく道路か玄関までのアプローチのこととか階段のスロープとか、そういったところはお住まいになってからだと思っんですけれども、いろいろこうではなかつたみたいなこともあるわけです。

だから、そういったところをきちつと取得前にしつかりと、お住まいになる方とか地域の方の意見などもきちつと取り入れていただいて、後々、何か私たちが行つてそういう話を聞くと、ああ、申しわけなかつたなという思いがするわけですけれども、その点しつかりして、こういった計画を進めていただきたいと思っんですけれども、この点、最後にお聞きいたしまして終わりたいと思っます。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 財産取得について、寒風沢と朴島住宅、今まで住民の方といろいろやりとりいたしまして、ご希望に沿うような形で整備してまいりました。今後もそういったお話を聞きながら、住んだ後にいろいろご不満が出ないような形で、さらに整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、あわせて、先ほど伊勢委員さんからお話がありましたボーリングの箇所でございます。今回、15カ所ほどボーリング調査をしたということで、ご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 私からも何点かご質問させていただきたいと思っます。

まず、資料No.19を活用しまして、まず浦戸地区定住促進環境可能性調査事業につきまして、これは私、この資料を見させていただいたときに、大変市長の政治的な決断だなど正直に感想を申し上げたいと思っます。

その理由は、私ども、前三升市政時代含めて、この架橋問題はいろいろご提案等々差し上げてきたところですが、今、こういうさまざまな景観条例であったり、さまざまな法的な規制がある。その一方で、島内は上乘せのような道路だと、これの全体をやっていくということはなかなかすぐに行くものじゃないと、散々答弁を聞いてきてみずから納得してきたところがあつたんですが、こういう議会のさまざまな動き、それから地域の方々のご要望を通して、こうやってやつと一歩、紙に絵が見えるというのは、多分これは前県会議員さんかなんかがつくつた絵を私、昔見た覚えがあるんですが、それ以来ではないのかなと思っるぐらいやっぱ

り一歩進んだ内容ではないかと思えます。

あくまでもこれはまだまだ構想段階の資料と受けとめてはいるんですが、ぜひこういったものが一日でも早く実現するように、私ども議会も政治的な協力をしていくということが必要になってくるんだと思えますので、この辺はこれまでの本会議場での質疑、総括質疑、それから委員会での質疑を通して、大体の納品される報告書のイメージというのはつかめたつもりでおりますので、ぜひ、こういったところをただただ構想計画花盛りにならないような、夢を与えた以上は、政治家はやっぱり継続してしっかりと実現していくような、議会もその思いを持ってこの結果を待ちたいと思えますので、これはお願いしたいと思うところがございます。

続きまして、災害公営住宅周辺歩行環境調査事業につきましては、国の税金を使った国費を使ってなるべく市費を痛ませずに実現したいという事業の選択があったんだらうと、説明を聞いて思いました。これにつきましては、多分、委員長報告等を書く場合には、少し市長が、ちゃんと話してくれればですけども、そこはオブラートに包みながら委員長報告があったほうが、多分、これから国とのさまざまテクニカルな復興庁との交渉があるんでしょから、その辺は私も説明を聞いていてよく理解したところがございます。

なかなか、やっぱり私も国の補助事業をやりましたけれども、やっぱり言葉一つ違うとなかなか補助金が取れないとか、国の予算を使えないというのが身にしみてわかっておりますので、その辺のところはぜひ何とかこれを実現できるように、これについては必ず実現できるようにこれはもう行政にお願いするしかないので、ここまで来てしまうと、変に政治活動するとまたおかしな話になるんでしょから、この辺はぜひ担当部局含めて市長のところできっとコントロールしながら効果促進事業が実現できますようお願いしたいと思っております。

それから、次のページになりますが、浦戸地区集落再生促進整備施設運営事業につきましては、私もこれまで何回か説明を聞いてきてやっと、申しわけありませんが、担当課も少しイメージができ上がってきたのか、というのが今の感想でございます。

それで、これはたしか初日に土見議員が総括質疑で動機づけという言葉が使われたと思えます。私もこの地域おこし隊の方々が、活動期間が終了する方々に対しての企業支援をやってまいりました。この経験から申し上げますと、先ほど小野委員がおっしゃった成功事例というのは多分農業が多いんだと思えますが、農業生産法人が受け入れ窓口になって、会社がち

ちゃんと受け入れ窓口になって、行政が協力をし、そこに若者の定住促進を図ったという絵柄があったと思うんです。今回、浦戸地区でやる場合、各委員さん含めて心配なさっているとおりで、3年たったら皆さん多分路頭に迷う状況がこのままいったら起きます。

それで、ただ、僕が少しずつイメージが湧いてきたんだなと思ったのは、ノリという、桂島ではノリという表現を使います。これは震災復興の関係でノリ事業者については共用化しました。それで受け入れ先があるということだと思います。ここまではちゃんとできてきたんだと思います。

問題はカキの部分です。カキは残念ながらまだまだ共用化できていません。漁協で雇うということもなかなかできない状況にあります。それはカキ棚を個人的に貸したりとか、そういったこともできないというさまざまな規制があるようです。それと、多分この方々が、じゃあカキやりたいとやり出したときには、共同カキむき場の地元負担分を今一生懸命地元で払っているんです、利用者が。ですが、辞める方もどんどん出てくるものですから、でもそこを何とか歯を食いしばって残っている方だけで今払っています。そういうさまざまな形で新規に事業を起こすとすると相当な費用がかかると。

それがあって、正直言いますと、私がきょうご提案したかったのは、3年後を見据えたときに、今、島内でも震災以降、体調を壊してそろそろ治ってきて、さあもう一度じゃあなりわいとしてそういうのをやろうかなと思ったときに、そういう費用が頭にあるものですから、今まで漁業者として経験している方ですらも、改めてもう1回やろうということができない状況なんです。

できれば、そういった方々、この3年間を通じて、そういった地元にいる方々も再出発できるような、やっぱり行政も含めた漁協と組んだ事業ということを構築することによって、この3年間、地域おこし隊の方がやると、その延長線上で制度を活用して、その方もカキの新しい担い手としての事業者としてスタートできる環境があるということになります。やっぱり、そういったところから含めて、これは再チャレンジということも含めた、もう一段の事業というものが行政としても地域の皆さんと話をしながら取り組むべき課題はあると思います。

ですから、そのところを、これについては簡単に言うと、どこかの従業員として就業させる前提で進むのか、しっかりと担い手として起業家、起業させるのか、この道筋をちゃんと持って、動機づけとして集めるときには、土見議員が言われたように動機づけとしては従業

員とか若い担い手を募集します。こういう会社の従業員であったり、いや起業家としても育成できますよという看板を振るのか、そういったところをやっぱり募集段階までにはしっかりと行政の中でまとめ上げて、自費の方としっかり話してやっていく必要があると思います。やっぱり、こういう国が出してくれた制度をうまく活用しながら、地域に人材を呼び込むというのは大変すばらしいことですから、それがしっかりと根づくようにしていただきたいと思います。

ただ、農業は、これはちょっとよく考えたほうがいいです。何でかというと、農業ができなくなって、みんな放棄していくわけですから、そのできなくなった放棄を、申しわけないですが、寒風沢規模の農地をまとめても使えるところが1ヘクタールまだあるかどうかだと思います。まとめて使ってでしょう、放棄したところ。

だから、そういう常久利用のないところですから、そうなってくるとそこで必要なことは何かということは、やっぱり先ほど市長の話なんかでも出てきましたが、滞在型とか、そういう人呼び込んで、体験型とか、そういうことができるような社会的起業家と言われるような人材の育成。これは多分、長総ではたしか風見先生なんか委員になられたんだと、長総ですか、復興計画づくりですか、（「計画」の声あり）なられたわけですから、あの方は、宮城大学の風見先生がそれが専門分野で、私もその方に教えていただいたわけですので、そういう方々にもう一段登場いただくというのも一つじゃないかなとも思いますので、そういったことも含めて、ぜひこの地域おこし協力隊の方々がしっかりと夢を持ってそれを実現できるような後押しもあって、そして人数がちゃんと集まるように、これについてはしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○志子田委員長 では、佐藤市長。

○佐藤市長 総括で土見議員から、やはり今、浦戸振興に必要なのは動機づけではないのかという話をいただきました。私も5年ぐらい前だと思いますが、桂島で実はノリの陸上採苗施設を整備したいということで、当時の漁業協同組合から相談いただきました。たしか県補助金が2分の1、それに塩竈市が4分の1の補助をして、地元負担4分の1でそういった施設整備ができたということを記憶いたしておりますが、そういった陸上採苗施設整備を契機に、市内から逆に五、六人の若手の漁業をやりたいという方々が入っていったということがございました。

我々も、今回このような再生促進施設運営事業に取り組むということについては、改めて動

機づけをひとつやりたいということでもあります。もう一つは、今、委員からご質問いただきました。確かに、つくるのはいいと、ただしそれが果たして売れるのかといったようなことが、島民の方々の大きな負担になっていることは事実であります。幸い、農業については、今、酒米という形で、ご案内のとおり寒風沢というお酒を製造することに活用いただいております。しかし、今、入っているNPOの方々からも、それだけではとてもとても生活としてやっていけないと、生産活動としてやっていけない。

今、私からは教育委員会に切にお願い申し上げているんですが、例えば市内の小中学生の方々の食べる米は、浦戸で生産された米ですよと、いや、これはまさにふるさと愛につながっていくのではないかと、それぐらいのことを我々が考えるのは当たり前じゃないのかと私は思っております。ただ、残念ながらまだ実現できていないということに対して、我々もじくじたる思いであります。

もう一つであります、やはり起業家ということではありますが、実は塩竈市と友好活動を展開していただいております、兵庫県の養父市様が農業特区を制定されております。企業が生産活動に参加できるという仕組みであります。したがって、今、浦戸の振興を考えますときに、例えば生産活動にそういった6次化をするための起業家をどのように組み込んでいくのかといったようなことについては、今後の大きな課題だと思っております。具体的にどうするかということについての思いはまだございませんが、今後、そういったことについても、行政もともに参加させていただきながら、本当に浦戸が復旧・復興できるという環境づくりに、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 では、伊勢委員。

○伊勢委員 資料No.19の46ページのところで、ちょっと念のための確認です。

北浜の区画整理事業、先ほどボーリング調査について触れていただきました。私、ちょっと入札の台帳のところ、工事契約台帳、46ページのところでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

1つは、業者の関係で言いますと、1、2、3、4とありまして、3のところでは中鉢建設株式会社仙台支店となっているわけですが、この会社が入札した。聞くところによると、指名停止処分を受けたようです。今回の入札に際しては、その指名停止処分についてどうだったのか、これらも含めて入札に参加しているということですので、当時の指名停止になったいきさつ、あるいは今回の入札の条件からいうとどうだったのかというのを確認させてください。

い。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、この中鉢建設株式会社さん、以前、指名停止処分を塩竈市で決定させていただきました。6カ月間の指名停止処分だと思います。入札に際しましては、指名停止処分の期間を過ぎた後でございますので、入札の参加資格は有しているということで判断いたしまして入札の参加に含めた状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。切れたということも含めて、入札に参入したということでのご回答でございました。わかりました。

あと、17番、予算説明書の関係で3ページのところで、歳入で財政調整基金の繰入金というのがございます。そうしますと、財政調整基金で18款繰入金、財政調整基金の1億4,889万7,000円ですが、念のためですけれども、そうすると直近の財政調整基金の現在の保有金額について教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

6月補正後予算の財調残高でございますけれども、5億8,525万6,000円でございます。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。決算で見ると、前のはたしか10億円だったので、かなりやっぱり財政調整基金を使って事業をやっていくということになりますから、これは今後、財政調整基金を大事に、塩竈市のこれからの財源として重要な部分ですので、ひとつ引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それから、資料No.で最後になるのかと思いますが、資料No.19のところで4ページのところ、議案番号は第62号と関連して一般会計補正予算の第65号に関連するわけです。

それで、1つは住基ネット、先ほど小野委員からも詐欺的な行為というか、そういった話があるよというのは、それはそれでやっぱり重要な問題だと思うんです。それで、1つは住基ネットの関係で、住基ネットはどのぐらいの何種類ぐらい、言ってみれば情報を保有していたのか、その辺から確認させてください。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 住基ネット情報の保有と……。済みません、ちょっとかみ砕いてご説明いただければ助かるのでお願いしたいんです。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 住基ネットについて、言わば住基ネットに使われている情報は何種類なのか、というところですか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今回の資料番号4ページでございますけれども、基本的にこの通知カードにあります氏名、生年月日、性別、住所については入っているという形になっております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、今回のマイナンバーは、先ほどちょっと説明があったように思いますが、種類としては何種類ぐらいマイナンバーに情報が入り込むんでしょうか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 個人番号カードには、資料番号19の4ページの2にあります個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、あと顔写真が入る形になります。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは大ざっぱな話であると思うんですが、例えば、年金、雇用保険、介護、国保、地方税、健保、奨学金、福祉、公営住宅、国税、被災者支援、それから被災者支援の同台帳、こういうものも入るんでしょうか。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回、個人番号カードの中にそういう情報が含まれるのかという趣旨ではございませんか。そういうご質問でございましょうか。（「はい」の声あり）

この個人番号には、先ほど市民安全課長が申しました個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、あと顔写真ということで、情報はこの情報のみになってまいります。また、個別の事務、利用事務におきましては、それぞれ法に基づきまして情報が連携されると、また目的外での使用というのは禁止されておりますので、今、委員からお話ございました情報が全て連携されるという形にはなってまいりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、情報が連携されるというところの関係は出てくるということだと思うんです。それで、今後、ＩＣチップを個人番号で持つという場合に、先ほど言ったような個人番号、氏名、年齢、性別、住所、顔写真、これらも添付されるということですが、ＩＣチップの中に空き領域というの也被まれているように聞いているわけですが、それはそういうことでよろしいのでしょうか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ＩＣチップには、今おっしゃったように空き容量というのはございまして、それぞれ行政で、今申しましたそれぞれ各市町村で使えるシステムを入れるための空き容量があると。その中には、細かいことを言いますと、多分、図書館を使ったり、病院の保険証の役割とか、そういった市町村が独自に決めるという部分が設けられる部分の空き情報があると伺っております。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまり、市町村が独自に使えるさまざまな情報データがこの空き領域に入れますよということになるのかなと思います。

そこで、やっぱりそういうことも含めて、一番我々が心配しているのは、例えば、個人マイナンバーのカード化になる際の当初の説明は持ち歩いてはだめですよと。これをなくしたらえらいことになるわけです。紛失したりして。当然ながら、紛失した際に500円ないし800円のこういった個人負担というのは、それはそれで設定されているわけですが、こういった空き部分、ＩＣチップの中の関係で、例えば誰かが拾った、それをそういったさまざまな個人情報をもひも解く、コンピューターのそういったことにたけた方が一度手にすると、情報が芋づる式に流れていくのではないかというのが今回の一番恐れている問題なんですけれども、その辺の、例えば紛失した場合の対処方というのはどうなるのでしょうか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 紛失した場合の対応方という形になりますけれども、万が一、そういったセキュリティーという部分については、ちょっとあれなんですけれども、24時間365日のコールセンターが設置されることとなります。当然、なくなった場合にはすぐ連絡してとめるという作業もできますし、あともう一つは、カード自体にはそれぞれの目的によって最大4つの暗証番号を設定するという形になっておりますので、そういった部分の中で一定程度のセキュリティーは確保されるんじゃないかなと理解しております。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 セキュリティーは確保されるということですが、そうすると、例えば、私ども、前段お聞きして6月議会で個人情報の条例について可決した。その後、今回、予算措置されているわけですが、この情報については、お互い共有する際のサーバーシステムで言うと全国に2カ所しかないということで私は聞いているんですけども、そういうふうに地方のそれぞれの個人の情報がある2カ所にサーバーとして集中されることになるのでしょうか。中間サーバー。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回のマイナンバー制度の導入に当たりましては、自治体それぞれに中間サーバーというものを設けてまいります。ですから、ただいま2カ所というお話がございましたが、各自治体で情報については管理するようなシステムが構築されると理解してございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 自治体で中間サーバーを設けるというのはわかるわけですが、今後、国との連携が進むのかなと思われるんですが、そういうことも含めて、今後、情報連携を予定している政府は自治体につくりなさいということで法律がつくられているわけです。先ほど言ったようなチップの領域の部分もつくっていくと。法的な関係で言うと、情報の連携の予定もどうも加味しているようだ。それは官民一体、官と民、民と官と、こうなるような話もあるようですが、こういった言わば情報そのものがそのような使い方になるのかどうか、国との関係で確認をさせてください。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 番号法に基づきまして連携が始まるのは先ほど申しましたとおり、29年7月からということになってまいります。利用事務、また情報連携する、提供できる情報等についても法に明確に規定されている中で運用してまいるということになりますので、本市といたしましてはその法の内容を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 法の内容ということなんでしょうと思いますが、いずれにしても、今後の使い方について、さまざまな例外規定を設けることも法律の中には書き込んでいるようです。例えば、警察へ

の情報、個人情報の本体は禁止になっているんですが、2013年5月21日かな、12条に例外規定というのを設けていまして、言ってみれば個人情報について警察への情報等もいわば認めます、ということを決めているようです。そうすると、要は捜査の対象になっていくということになりはしないのかなと、個人情報保護というものの関係はあるものの、どうもそういうことも含めた規定になっているようですが、その辺はご承知しているのでしょうか。

○志子田委員長 伊勢委員、質疑のことですけれども、今回の改正部分のことについて質疑していただきたいんですが、基本的なことは最初、当局から説明があったとおり、6月の議会で基本のことはもう既に決まっているので、心配されているところをご提言ということでしょうが、それをまた蒸し返すとまた戻っちゃうので、その辺のところも含めて当局でご回答をお願いします。ぴっと切るように。

○川村市民総務部政策課長 私ども、今回のマイナンバー制度導入に当たりましては、先ほど申しましたとおり、いわゆる番号法というものに基づいた中で法の趣旨を踏まえた中での制度化を図ってまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 法の趣旨を踏まえてね。わかりました。

一つ、それはしっかり踏まえていただきたいけれども、前段の6月議会の討論の中でも菅官房長官自身が大体この情報について守れないということを政府としての内閣委員会で答弁していますので、私たちの一番の問題は個人情報なんです。漏えい化する、成り済ましになってそれを悪用するということがあって、世界各国でも大体こういう制度はもうやっていないんですよ、欧米各国も。日本だけなんです。民主党政権のときにつくられて、安倍政権の時期に新たに法制化されているわけで、やはり問題点が数々多いと。やはり個人一人一人の情報が本当に守れるか、守れないかという重要な問題だけに、この点についてはやはり、私どもとしては賛同することはできないと表明だけしておきます。

○志子田委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後0時12分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

まず、採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第61号、議案第63号、議案第72号ないし76号について採決いたします。

議案第61号、議案第63号、議案第72号ないし76号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第61号、議案第63号、議案第72号ないし76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号及び第65号について採決いたします。

議案第62号、第65号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第62号、第65号は、原案のとおり可決されました。

以上で委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時14分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃